

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	特定災害防止準備金（採石災害防止準備金）		
税 目	所得税 （租税特別措置法第 20 条の 2、租税特別措置法施行令第 12 条、租税特別措置法施行規則第 7 条） 法人税 （租税特別措置法第 55 条の 6、68 条の 45、租税特別措置法施行令第 32 条の 4、39 条の 74、租税特別措置法施行規則第 21 条の 5、22 条の 47）		
要 望 の 内 容	適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 百万円 （ 1300 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1)政策目的 岩石採取場における採掘終了後の跡地処理を確実に実施し、災害の防止を図る。</p> <p>(2)施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩石資源の安定供給がなされるためには、岩石採取場の地域住民の理解、地域の安心・安全の確保が重要であり、岩石の採掘終了後も十分な跡地処理工事を行い、災害防止を確実に実施することが必要。 ・ 採掘終了時から跡地処理工事を始めるにあたり、事業者がその費用を事業終了後に短期的に確保することは、収入の減少等により困難であることから、予め、計画的に準備金が積立てられない場合には、必要な工事を開始することができず、災害発生の可能性が高まる。 ・ そのため、採掘跡地処理を将来確実に実施させるためには、採掘期間中に長期的な展望で費用を積立てることが必要であるが、積立ては企業経営にとって大きな負担となるため、準備金として積立てた額について、取り崩し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることが必要である。 											
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="323 1167 539 1391"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1167 1479 1391"> <p>5. エネルギー・環境政策 29 鉱物資源の安定供給確保</p> <p>6. 原子力安全・産業保安政策 34 産業保安</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1391 539 1552"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1391 1479 1552"> <p>岩石採取の跡地処理に必要な工事資金の円滑な積立てを図るとともに、採掘終了後の跡地処理工事を確実に行わせ、災害の防止を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1552 539 1713"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1552 1479 1713"> <p>平成23年4月1日から2年間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1713 539 1874"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1713 1479 1874"> <p>期間中、計画的に準備金の積立てを行い、採掘終了した岩石採取場については、全ての跡地処理を円滑かつ確実に実施させる</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1874 539 2125"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="539 1874 1479 2125"> <p>本制度を利用して跡地処理工事を行った岩石採取跡地において、これまで災害の報告は無い。 本制度創設以来、これまで459ヶ所の採取場が当該制度により準備金を積立てており、203ヶ所の採取場において採取跡地の災害防止工事を実施している。 直近5カ年における当該年度「採取跡地の災害防止工事箇所数」は以下のとおり。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>5. エネルギー・環境政策 29 鉱物資源の安定供給確保</p> <p>6. 原子力安全・産業保安政策 34 産業保安</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>岩石採取の跡地処理に必要な工事資金の円滑な積立てを図るとともに、採掘終了後の跡地処理工事を確実に行わせ、災害の防止を図る。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成23年4月1日から2年間</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>期間中、計画的に準備金の積立てを行い、採掘終了した岩石採取場については、全ての跡地処理を円滑かつ確実に実施させる</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>本制度を利用して跡地処理工事を行った岩石採取跡地において、これまで災害の報告は無い。 本制度創設以来、これまで459ヶ所の採取場が当該制度により準備金を積立てており、203ヶ所の採取場において採取跡地の災害防止工事を実施している。 直近5カ年における当該年度「採取跡地の災害防止工事箇所数」は以下のとおり。</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>5. エネルギー・環境政策 29 鉱物資源の安定供給確保</p> <p>6. 原子力安全・産業保安政策 34 産業保安</p>											
<p>政策の達成目標</p>	<p>岩石採取の跡地処理に必要な工事資金の円滑な積立てを図るとともに、採掘終了後の跡地処理工事を確実に行わせ、災害の防止を図る。</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成23年4月1日から2年間</p>											
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>期間中、計画的に準備金の積立てを行い、採掘終了した岩石採取場については、全ての跡地処理を円滑かつ確実に実施させる</p>											
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>本制度を利用して跡地処理工事を行った岩石採取跡地において、これまで災害の報告は無い。 本制度創設以来、これまで459ヶ所の採取場が当該制度により準備金を積立てており、203ヶ所の採取場において採取跡地の災害防止工事を実施している。 直近5カ年における当該年度「採取跡地の災害防止工事箇所数」は以下のとおり。</p>											

		平成 17 年度：7 ヶ所 平成 18 年度：2 ヶ所 平成 19 年度：2 ヶ所 平成 20 年度：8 ヶ所 平成 21 年度：12 ヶ所
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用事業者数の見込み) 平成 22 年度：80 [法人] 平成 23 年度：80 [法人] 21 年度実績と同数と見込む。 経済産業省調べ (適用事業者範囲の見込み) 平成 22 年度：2,358 [法人] 平成 23 年度：2,358 [法人] 岩石採取計画の認可事業者数(21 年度実績)と同数と見込む。 経済産業省調べ
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	当該措置がない場合、岩石採取場の跡地処理工事費用確保のインセンティブ効果がなくなるとともに、工事費用が確保できなくなることから、十分な災害防止工事がなされない可能性が高くなり、政策目標の達成が一層困難となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 採掘跡地の処理費用は、本来、事業者の責任で採掘コストに含める形で確保すべきものであることから、稼業中に当該費用の確保に努めることが重要であり、積立金を損金扱いに出来る本制度のような税制上の支援措置が極めて効果的。 積立金の用途は、採掘跡地処理工事費に限定されており、跡地の災害防止等の重要性に鑑み、当該制度は社会的要請の高いものである。 本制度は最終的に積立金を取り崩す際に課税されるため減税とは性格が異なっており、更に岩石資源は国民生活に欠かすことのできない基礎物資（コンクリート用骨材、道路用路盤材、建築・装飾用材料、墓石、窯業用原料等）であり、かつ、国内で自給できる数少ない資源であるため、特に 9 割以上が中小企業といった業種である採石業者の安定経営を考えた場合、国民の理解を得られる必要最小限の制度である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	採石災害防止準備金の利用状況等 (金額単位：百万円)				
		年度	事業者数	認定件数	積立事業者数	積立額
		17	2,983	303	109	508
		18	2,910	289	107	646
	19	2,839	277	111	339	
	20	2,704	263	96	377	
	21	2,585	258	80	290	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	これまで本制度を利用して災害防止工事を行った岩石採取跡地において災害の報告は無い。				
	前回要望時の達成目標	本制度を利用し採掘終了後の跡地処理に要する費用を、採石事業者に適切に積立てをさせる。				
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	公共工事等の減少による採取場そのものの減少に加え、企業業績の悪化等により積立件数は減少傾向にあるものの、跡地処理に要する費用については適切に積立てられている。				
	これまでの要望経緯	昭和62年度 制度創設 (2年間) 平成元年度 延長 (2年間) 平成3年度 延長 (2年間) 平成5年度 延長 (2年間) 平成7年度 延長 (2年間) 平成9年度 延長 (2年間) 平成11年度 延長 (2年間) 平成13年度 延長 (2年間) 平成15年度 延長 (2年間) 平成17年度 延長 (2年間) 平成19年度 延長 (2年間) 平成21年度 延長 (2年間)				